

一般競争入札の実施について

下記市有財産の貸付けを一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和5年2月1日

岐阜市長 柴 橋 正 直

記

1 一般競争入札に付する事項

(1) 自動販売機設置のために貸し付ける場所、面積等

| 物件番号 | 施設名 | 所在地 | 貸付箇所 (設置場所) | 貸付面積 | 設置台数 | 最低貸付価格 (貸付期間中の賃貸借料の総額(税抜き)) |
|------|-----|----------------------|------------------|---------------------|------|--------------------------------|
| 1 | 斎苑 | 岐阜市上加納山 4717 番地 4 | 斎苑待合所 1 階入口付近 | 1.46 m ² | 1 台 | 48,171 円 |

(2) 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とし、期間の延長及び更新はしない。(借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に基づく定期建物賃貸借契約を締結する。)

2 一般競争入札参加資格及び条件

次の要件をすべて満たす法人又は個人は入札に参加することができます。

- (1) 岐阜市競争入札参加資格者名簿(令和5・6・7年度 物品・委託・その他)に登録されるために必要な申請手続きを完了している者であること。
- (2) 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領(昭和62年3月27日決裁)の規定に基づく資格停止を、本件の入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (3) 法人にあっては岐阜市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては岐阜市内で事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (5) 岐阜市が過去に実施した自動販売機設置場所の貸付において、次のいずれにも該当しない者であること。ただし、次のいずれかに該当することとなった日の属する年度の翌年度か

ら起算して4年目以降の年度に属する日を入札日とする自動販売機設置場所の貸付に係る入札への参加についてはこの限りでない。

①落札後辞退した者

②市有財産賃貸借契約を締結後、次のいずれかに該当し、契約解除された者

- ア) 賃借人が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- イ) 賃借人が振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- ウ) 賃借人が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申し立てを受けたとき。
- エ) 賃借人が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申し立てを受け、若しくは申し立てをしたとき。
- オ) 賃借人が、賃貸人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- カ) 賃借人の信用が著しく失墜したと賃貸人が認めたとき。
- キ) 賃借人が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- ク) 賃借人が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、賃貸人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- ケ) 賃借人が賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を妨げると、賃貸人が認めたとき。
- コ) 賃借人が、岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第4条各号の規定に該当するとき。
- サ) 賃借人が、貸付期間中において、岐阜市競争入札参加資格者名簿（物品・委託・その他）に登録されていないとき。
- シ) ア) からサ) までの準ずる事由により、賃貸人が契約を継続しがたいと認めたとき。

③賃借人の都合により、賃貸借期間の満了前に契約解除することになった者

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (7) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、談合等不正な行為とは解さない。

①資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規

定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア) 親会社と子会社の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、ア) については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①、②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。

(11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による民事再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

3 担当部局

部局名称 : 市民生活部 斎苑

担当者名 : 管理係 渡邊

電話 : 058-245-0228 (直通)

住所 : 〒500-8121 岐阜市上加納山 4717 番地 4

4 入札参加申込み

(1) 入札参加申込みの方法

入札の参加希望者は、受付期間及び受付時間内に、実施要領に定める書類を持参することにより提出するものとする。なお、郵送、電話、ファクス、電子メール等による受付は行わない。

(2) 受付期間及び受付時間

令和 5 年 2 月 1 日（水）から令和 5 年 2 月 22 日（水）まで

ただし、友引の日（2 月 4 日、10 日、16 日、20 日）は休苑日のため受付は行いません。

午前 9 時から午後 4 時まで（職員の勤務が不規則なため、事前に電話連絡ください。）

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 一般競争入札の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年3月3日(金) 午前11時00分

(2) 場 所 岐阜市上加納山4717番地4 岐阜市斎苑 待合所(別館)2階

7 質疑応答

(1) 質問書の受付期間

令和5年2月1日(水)から令和5年2月9日(木)まで

午前9時から午後4時まで

ただし、友引の日(2月4日)は休苑日のため受付は行いません。

(2) 提出方法

質問書の受付期間内に、指定された様式において、担当部局あて、郵送又は持参することにより提出すること。

(3) 回答方法

回答は、質疑応答集を作成し、斎苑ホームページに掲載する方法により公表し、質問書提出者へ個別の回答は行わない。

公表予定日は、令和5年2月17日(金)とする。

8 その他

この公告に定める事項のほか、必要な事項は実施要領の定めるところによる。